

金沢市正規雇用創出特別奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の影響により、採用内定を取り消された学生や解雇された者等を正規雇用労働者として新たに雇用した中小企業の事業主に対し、正規雇用創出特別奨励金（以下「奨励金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 離職者等 新型コロナウイルス感染症の影響を理由に、令和2年2月25日から令和4年3月31日までの日に解雇等をされた者をいう。

(2) 解雇等 次のいずれかに該当することをいう。

ア 採用内定の通知を受けた者が、当該採用内定の通知をした者の都合により当該採用内定を取り消されること。

イ 事業主に直接雇用されている労働者が、事業主の都合により解雇（解雇とみなされる雇止めを含む。）をされ、又は期間の定めのある労働契約の中途解除により離職をさせられること。

ウ 労働者派遣契約により、事業主に役務の提供を行っている労働者が、当該事業主の都合による労働者派遣契約の中途解除により離職をさせられること。

(3) 正規雇用労働者 期間の定めのない労働契約を締結する労働者であって、正社員待遇（その雇用する事業所の就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金並びに定期的な昇給、昇格等の労働条件が適用されること等長期雇用を前提とした待遇をいう。以下同じ。）を受けている労働者をいい、同一の事業所に雇用される通常の労働者に比して、勤務地若しくは職務が限定され、又は1週間の所定労働時間が短い労働者を含む。

(4) 中小企業事業主 その資本金の額又は出資の総額が3億円（小売業又はサービス業を主たる事業とする事業主については5千万円、卸売業を主たる事業とする事業主については1億円）を超えない事業主又は常時雇用する労働者の数が300人（小売業を主たる事業とする事業主については50人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする

事業主については100人）を超えない事業主をいう。

（奨励金の交付）

第3条 奨励金は、次の各号のいずれにも該当する中小企業事業主（以下「対象事業主」という。）に対し、予算の範囲内で交付する。

- (1) 本市の区域内に主たる事務所を有している事業主
- (2) 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの日において、本市の区域内に住所を有する離職者等を正規雇用労働者として雇用（以下「正規雇用」という。）をした事業主
- (3) 市税の滞納がない事業主
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業の事業主

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業主については、対象事業主としない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第4項に規定する接待飲食等営業（料亭に係る営業を除く。）及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらの営業の全部又は一部を受託して営業を行う事業主
- (2) 国、県又は市が出資による権利を有する事業所の事業主
- (3) 暴力団（金沢市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）第2条第1項に規定する暴力団をいう。）等の反社会的勢力の構成員又は反社会的勢力と関係を有する事業主
- (4) 離職者等（以下「対象労働者」という。）を正規雇用した日（以下「雇用日」という。）の直前3年の間に、当該対象労働者と雇用、請負若しくは委任の関係にあった事業主又は出向、派遣、請負若しくは委任の関係により当該対象労働者を事業所において就労させたことがある事業主（ただし、国のトライアル雇用助成制度に係る雇用関係を除く。）
- (5) 雇用日の前日から過去1年間に、当該対象労働者を雇用していた事業主と、資本的、経済的、組織的な関連性等からみて密接な関係にある事業主
- (6) 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主又は取締役の3親等以内の親族（配偶者又は3親等以内の血族若しくは姻族をいう。）である事業主
- (7) 対象労働者に支払った賃金（休業手当を除く。）が他の助成制度の対象で、その制

度の助成を受けている事業主

(8) その他市長が不適当と認める事業主

(奨励金の交付対象期間)

第4条 奨励金の交付対象期間は、雇用日の直後の賃金締切日の翌日（雇用日が賃金締切日のときは当該雇用日の翌日、賃金締切日の翌日のときは雇用日）から起算した最初の3か月とする。

2 交付対象期間の中途において対象労働者を雇用しなくなった場合における交付対象期間は、前項の規定にかかわらず、当該対象労働者を雇用しなくなった日の属する月の前月（雇用しなくなった日の属する月において当該対象労働者が16日以上勤務したときは、その月）までとする。

(奨励金の額等)

第5条 奨励金の月額、対象労働者1人につき、交付対象期間に支払った賃金（休業手当を除く。）の月額の3分の1に相当する額（この額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

2 奨励金の交付は、1対象事業主につき対象労働者3人を限度とする。

(奨励金の交付申請)

第6条 奨励金の交付を受けようとする者は、交付対象期間の始めから起算して3月を経過した日から3月以内（3月以内に申請しなかったことについて天災その他やむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日から7日以内）に金沢市正規雇用創出特別奨励金交付申請書（様式第1号）により市長に申請しなければならない。

2 交付申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 対象労働者の労働条件通知書又は雇用契約書の写し
- (2) 当該交付申請に係る対象労働者の出勤簿の写し及び賃金台帳の写し
- (3) 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（本人通知用）の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項に掲げる書類のうち、他の方法により確認ができるものについては、添付を省略することができるものとする。

(奨励金の交付決定の通知)

第7条 市長は、交付申請書及びその添付書類を受理したときは、速やかにその内容を審

査の上、奨励金の交付の可否を決定し、その旨を当該申請をした者に金沢市正規雇用創出特別奨励金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（奨励金の支払）

第8条 奨励金の支払は、奨励金を交付する旨の決定を受けた事業主の請求により行うものとする。

（奨励金の返還）

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により奨励金を受けた事業主があるときは、当該事業主に対し、交付した奨励金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（雑則）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。